

一九七七年以前出土の木簡（一四）

奈良・平城宮跡（第五〇・五一・五二・六三次）

1 所在地 奈良市佐紀町

2 調査期間 第五〇・五一・五二次 一九六八年（昭43）七月
 一九六九年二月、第六三次 一九七〇年五月

七月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 坪井清足

5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は平城宮の西辺で西面中門（佐伯門）の東北に接する場所であり、合計九次にわたる発掘調査が継続して行なわれた。

調査の結果、この場所は奈良時代初期から平安時代初期にかけて五時期の変遷をとげるが、ほぼ全時期を通じて、南北九〇〇尺、東西三二〇尺という長大な区画をもった官衙跡であることが判明した。

平安宮「宮城図」によれば、西面大垣に内接して左右馬寮が南北に配置され、ともに南北八四〇尺、東西三五〇尺という南北に長い敷地をもつ。また、藤原宮の発掘においても宮西辺にやはり南北に細長い「西方官衙」跡が確認されており、平城宮も含めた三者は同様の性格の官衙と推定しうる。

遺構は官衙域の北半に正殿や脇殿などからなる正庁ブロックがあり、南半は中央が広い空間となり、東と西に桁行の長い南北棟が配される。出土遺物のうち、墨書土器には「主馬」が二点、「内既」が一点含まれており、これも官衙名推定の有力な手がかりとなる。

以上のような諸点から、この区画内の官衙は左右いずれかの馬寮に相当し、宝亀一〇年（七七九）～天応元年（七八一）頃には統合されて主馬寮となり、のち再び左右馬寮となる官衙といえよう。そのように考えることにより、官衙としては特殊な遺構である発掘区南半の南北に長大な建物を馬房に、中央の空間を馬の調教場に比定することも可能となる。

木簡が出土したのは計五カ所の遺構である。以下、次数毎に述べる。

一 第五〇次調査

SD五九六〇 馬寮の東隣にある官衙の西辺を画する素掘りの南北溝で、埋土から木簡が一点出土した。伴出遺物から、この溝は平城遷都後ほどなく掘削され、奈良時代中頃まで存続したとみられる。

二 第五一次調査

SA五九五〇 馬寮の東を画する掘立柱南北塀で、佐伯門から東へのびる道路部分より発し、北は馬寮北辺からさらに北へのびている。奈良時代中期の遺構である。この塀の一つの柱穴から四点の木簡が出土した。

三 第五二次調査

SD六一五五 馬寮の東隣にある官衙の西を限る南北築地SA六一五〇が廃絶した後、これを切って掘られた土坑状の東西溝である。この埋土から木簡一点が出土した。伴出遺物からみて、平安時代初期に属する。

四 第六三次調査

SD六四七七 馬寮の北を限る東西築地SA六四七五の北雨落溝である。木簡は一点で、奈良時代末期～平安時代初期の土器類が伴出した。
SD六四九九 馬寮の東の官衙北限の築地SA六五一〇のさらに北にある東西溝で、木簡が一点出土した。木簡の年紀は天平一〇・一一年に集中し、遺構の切り合いからも奈良時代中期に位置づけら

れる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「志摩国志摩郡手節里戸主大伴部荒人□□」

□藻根二斗
和□五年四月廿日
(274)×31×6 081

(2) 「阿波国阿波郡秋月郷庸米物部小龍一俵」

218×30×5 061

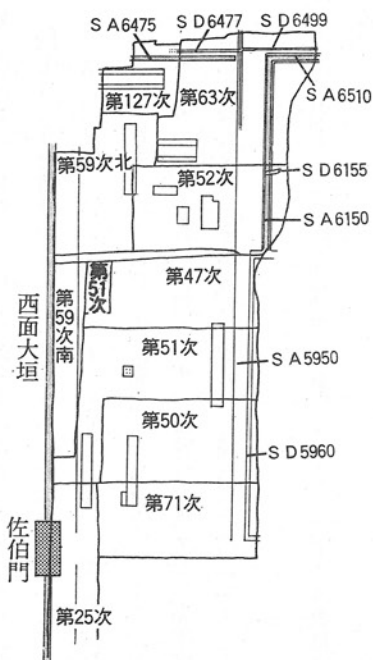
(3) ×十六一又七 七百廿九 八十一 九一 三百廿四□

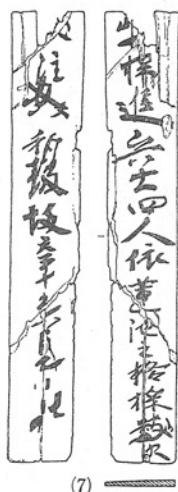
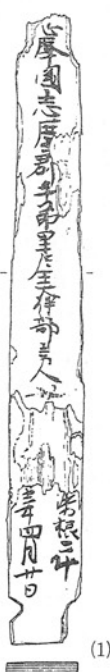
(146)×(35)×2 081

(4) 「嶋カ」
「掃進兵士四人依蓮池之格採数欠」

「注」坂「以移」坂坂 天平十年六月九日

197×31×3 011





- (5) ×進兵士三人依東園×
 ・ □以移 天平十年閏七月十二× (145)×29×2 081
- (6) 「嶋掃進兵士四人依人役数欠」
 ・ 「状注以移 天平十一年正月二日」 177×14×2 011
- (7) ・ □□進兵士四人依人□
 ・ 「□□以移」 □ (142)×31×3 019
- (8) ・ 「嶋掃進×」
 ・ 「以移」 (32)×37×3 019

各木簡の出土遺構は(1)がSD五九六〇、(2)がSD六一五五、(3)がSD六四七七、(4)～(8)がSD六四九九である。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅻ』(一九八五年)
 同『奈良国立文化財研究所年報 一九六九』(一九六九年)
 同『同 一九七一』(一九七一年)
 同『平城宮発掘調査出土木簡概報(二〇)』(一九六九年)
 同『同(八)』(一九七一年)

(寺崎保広)